

1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項 (共同漁業権)

その1 公示番号 有共第1号

ア 漁場の位置 筑後川から福岡、熊本両県境界に至る間の福岡県地先 (有明海)

イ 漁場の区域 次の基点第1号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ) 及び基点第3号の各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線及び川岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域及び表示河川の支流を除く。

港湾及び河川名	区域
三池港	築港内
沖端川	柳川市保加町、出の橋の下流端の線から上流
塩塚川	柳川市大和町、番所橋の下流端の線から上流
矢部川	柳川市大和町、浦島橋の下流端の線から上流
堂面川	大牟田市大字手鎌、新堂面橋の下流端の線から上流
大牟田川	河口の線から上流
諏訪川	河口の線から上流

基点第1号 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱

基点第2号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱

基点第3号 四ツ山二頭山山頂の福岡、熊本両県の境界標石柱

(イ) 基点第1号と基点第2号とを結んだ直線上の中央点

(ロ) (イ) から熊本県宇城市三角町、三角岳山頂を見通した線と、基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点

(ハ) (ニ) から真方位 330 度の線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点

(ニ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線より基点第3号を基点として南へ5度30分、2,272メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	〃
	かき漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	あかがい漁業	〃
	はいがい漁業	〃
	にし漁業	〃
	もがい漁業	〃
	まてがい漁業	〃
	あげまき漁業	〃
	うみたけ漁業	〃
	からすがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
しゃみせんがい漁業	1月1日から12月31日まで	

	くまさるぼう漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	たこ漁業	〃
	いそぎんちやく漁業	〃
	餌むし漁業	〃
第2種共同漁業	あみもじ網漁業	1月1日から12月31日まで
	くもで網漁業	〃
	待網漁業 (繁網、手押網を含む。)	〃
	三尺網漁業	〃
	かにかご漁業	〃
	いかかご漁業	〃
	むつごろうけ漁業	〃
	あなごかご漁業(笊を使用するものを含む。)	〃
	うなぎかご漁業(笊を使用するものを含む。)	〃

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町及び大牟田市

カ 条件

(ア) 三尺網漁業

- a 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、作業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。
- b 同一人で1箇統をこえる三尺網漁業を営んではならない。